

岩手県企業局管理規程第4号

企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

企業局企業職員服務規程の一部を改正する規程

企業局企業職員服務規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(準用規定) 第2条 職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）第3条から第12条まで及び第14条から第18条までの規定は、職員の服務について準用する。この場合において、これらの規定中「総務部人事課給与人事担当課長」とあり、及び「給与人事担当課長」とあるのは「経営総務室長」と、「所属長」とあるのは「本庁にあっては室長又は総括課長、事業所にあっては当該事業所の長」と、「秘書課、総務室、政策推進室、企画室若しくは出納局の管理課長、 <u>復興局総務企画課総括課長</u> 、国体・障がい者スポーツ大会局総務課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長」とあるのは「経営総務室管理課長」と、「管理課長等」とあるのは「管理課長」と、第8条の2第1項中「法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書」と、同条第2項中「法第55条の2第4項」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第4項」と、同条第4項中「職員団体」とあるのは「労働組合」と読み替えるものとする。	(準用規定) 第2条 職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）第3条から第12条まで及び第14条から第18条までの規定は、職員の服務について準用する。この場合において、これらの規定中「総務部人事課給与人事担当課長」とあり、及び「給与人事担当課長」とあるのは「経営総務室長」と、「所属長」とあるのは「本庁にあっては室長又は総括課長、事業所にあっては当該事業所の長」と、「秘書課、総務室、政策推進室、企画室若しくは出納局の管理課長、 <u>復興局復興推進課総括課長</u> 、国体・障がい者スポーツ大会局総務課総括課長、労働委員会事務局審査調整課総括課長又は収用委員会事務局長」とあるのは「経営総務室管理課長」と、「管理課長等」とあるのは「管理課長」と、第8条の2第1項中「法第55条の2第1項ただし書」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書」と、同条第2項中「法第55条の2第4項」とあるのは「地方公営企業等の労働関係に関する法律第6条第4項」と、同条第4項中「職員団体」とあるのは「労働組合」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。